

令和2年12月15日（火）
南部分庁舎3階議場 午後2時 開会

第185回南部町農業委員会総会次第書

南部町農業委員会

事務局長	出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催してもよろしいでしょうか。
中村会長	はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 6番 さかもと 坂本 じゅうえつ 重悦 委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
中村会長	ご着席ください。
事務局長	ただいまから第 185 回南部町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長	「あいさつ」
事務局長	本日、15 番 松村 民夫 委員より欠席の旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。出席委員は 16 名中 15 名で、委員定数に達しておりますので、第 185 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 6 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。

議 長	会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 16 番 ^{ほりうち}堀内 ^{しげお}重男 委員 1 番 ^{くどう}工藤 ^{のぶひと}信仁 委員を指名いたします。 次に、日程第2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定いたします。 次に、日程第3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第4 報告第9号「賃貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。 報告の説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	報告第 9 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、7 件であります。 農地の所在、地目、面積、貸付人の氏名及び借受人の住所・氏名は報告書に記載のとおりです。 番号 1 番から番号 3 番までの合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成 27 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まででした。

小田原主幹 議 長 議 長 小田原主幹 議 長	今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 3 年 11 月 25 日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 11 月 26 日で、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 4 番から番号 6 番までの合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 2 年 11 月 25 日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 11 月 26 日で、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 7 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 2 年 11 月 25 日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 11 月 26 日で、合意解約の条件は「なし」であります。 次に、日程第 5 議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 ここでは、農業委員 6 番 さかもと 坂本 じゅうえつ 重悦 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 (午後 2 時 10 分退席) 議案の説明を求めます。 小田原主幹 議案第 23 号について、説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 2 件で、いずれも所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。 農地調査の結果について、説明を求めます。 ささき 佐々木 かずお 一雄 調査員
--	---

佐々木調査員	4 番 佐々木から説明いたします。 去る 12 月 2 日、川村農地利用最適化推進委員と南部分庁舎 3 階第 1 会議室において、議案第 23 号について、調査を行いましたので説明します。 議案第 23 号についてですが、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番から番号 2 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため、申請地を取得するものです。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第 23 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 ここで、坂本重悦委員の入室を求めます。 (午後 2 時 13 分着席) 次に、日程第 6 議案第 24 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。

議 長	小田原主幹
小田原主幹	議案第 24 号について、説明いたします。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 1 件で、所有権の移転に関するものです。 なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。 調査内容については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 さ さ き かずお 佐々木 一雄 調査員
佐々木調査員	議案第 24 号について、農地法第 5 条第 2 項各号にかか^{かか}に掲げる転用許可の基準に基づき、該当^{がいとう}・非該当^{ひがいとう}を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人^{け ん り し ゅ べ つ}及び譲受人^{ゆ ず り わ た し に ん}の氏名・住所は、議案書^{き さ い}に記載のとおりです。 番号 1 番の申請理由は、譲受人^{ゆ ず り う け に ん}が中古自動車の車両置場に使用するため、申請地を取得するものです。 以上で説明を終わります。
議 長	農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 24 号について、補足いたします。 番号 1 番の申請地の位置ですが、南部・相内地区で、南部町役場南部分庁舎から北東に約 3 km の距離に位置し、申請地の北東側は宅地、西側は山林、南側は農地となっています。 農地区分については、「住宅の連たんしている区域に隣接する区域内にある農地でその規模が 10ha 未満である農地」と認められることから、第 2 種農地と判断されます。 第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより事業

小田原主幹	目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第3種農地への立地が困難であると認められることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。 以上、補足説明を終わります。
議 長	議案第 24 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 24 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。 次に、日程第 7 議案第 25 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。 議案の朗読と説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 25 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、7 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。

小田原主幹	番号 1 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 6,504 円です。 番号 2 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 8,920 円です。 番号 3 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 6,420 円です。 番号 4 番の利用目的は畑、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,027 円です。 番号 5 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,753 円です。 番号 6 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 番号 7 番の利用目的は田と畑、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	議案第 25 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 25 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第 8 議案第 26 号「令和 3 年農作業標準賃金・標準料金の設定について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 小田原主幹

小田原主幹	議案第 26 号について、説明いたします。 今年 10 月に、青森県最低賃金の改正が行われ、1 時間当たり 790 円から 3 円引き上げし、793 円となりました。 本委員会で設定している令和 2 年の標準額は 790 円で、青森県最低賃金より 3 円下回る額となることから、議案書に記載のとおり、令和 3 年の農作業標準賃金の額を改正するものです。 令和 3 年の標準賃金は、田植え及び脱穀等は引き上げは行わず 6,400 円、りんご剪定は 9,500 円から 100 円引き上げし、9,600 円となります。 また、割増料についてですが、田植え等、一般畑作業が 990 円から 10 円引き上げし、1,000 円となり、リンゴ剪定は引き上げは行わず 1,490 円となります。 また、機械作業による標準料金については、据え置きとなります。説明は以上です。
議 長	議案第 26 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、日程第 8 議案第 26 号については、原案のとおり決定いたしました。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 185 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後 2 時 26 分) 終礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ ・着席